

## 会員に関する規程

公益財団法人国際宗教研究所

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人国際宗教研究所（以下「本財団」という。）の定款第40条第2項の規程に基づき、会員の入会及び退会並びに会費等について必要な事項を定めるものである。

### (会員の種別)

第2条 この法人の会員は賛助会員、個人会員および宗教情報リサーチセンター（以下「RIRC」という。）協賛会員、個人会員からなるものとする。

- 1 賛助会員とは、本財団の目的に賛同し、本規程に定める会費を納入する団体とする。
- 2 個人会員とは、本財団の目的に賛同し、本規程に定める会費を納入する個人とする。
- 3 RIRC 協賛会員とは、本財団の事業である RIRC の目的に賛同し、本規程に定める会費を納入する団体とする。
- 4 RIRC 個人会員とは、本財団の事業である RIRC の目的に賛同し、本規程に定める会費を納入する個人とする。

### (入会手続き)

第3条 会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 ただし RIRC 個人会員は前項の限りではない。

### (入会金)

第4条 賛助会員、個人会員および RIRC 協賛会員の入会金は無料とする。

- 2 RIRC 個人会員の入会金は3千円とする。

### (会費)

第5条 会費は年払とする。

- 2 会員種別ごとに年会費を下記のとおりとする。
  - (1) 賛助会費 1口10万円とし1口以上とする。
  - (2) 個人会費 1口1万円とし1口以上とする。
  - (3) RIRC 協賛会費 1口10万円とし1口以上とする。
  - (4) RIRC 個人会費 2千円とする。会員が学生の場合は1千円とする。

(会員の特典)

第6条 賛助会員および個人会員は次の特典を得ることができる。

- (1) 本財団が発行する書籍の無料配布を受けることができる。
- (2) 本財団が主催するシンポジウムその他の企画に参加できる。
- (3) 賛助会員は、本法人に理事会の承認を経て研究を委託することができる。
- (4) 賛助会員は、本法人に派遣講師を依頼することができる。

2 RIRC 協賛会員および RIRC 個人会員は次の特典を得ることができる。

- (1) RIRC が発行する書籍の無料配布を受けることができる。
- (2) RIRC が提供する情報サービスを無料もしくは割引価格で利用できる。

(会費及び入会金の使途)

第7条 賛助会費および個人会費は、毎事業年度における合計額の80%を事業費に、20%を管理費に使用する。

2 RIRC 協賛会費および RIRC 個人会費並びに RIRC 入会金は、毎事業年度における合計額の80%を RIRC に関わる事業費に、20%を管理費に使用する。

(資格の喪失)

第8条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 原則として会員本人による退会の意思表示があったとき
- (2) 死亡又は会員である法人が解散したとき
- (3) 会費を著しく滞納したとき
- (4) この法人の解散
- (5) そのほか本財団が会員として不相当と認めたとき

2 前項(5)に該当するときは、理事会で決議する。

3 RIRC 会員は、RIRC の解散によってもその資格を喪失する。

(会費の不返還)

第9条 退会の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改正)

第10条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 6 月 5 日より施行する。(平成 28 年 6 月 5 日理事会議決)

附則

この改正は、平成 29 年 3 月 23 日より施行する。(平成 29 年 3 月 23 日理事会議決)